

保育所(園)に通う障害を持つ子どもに関する 「個別の支援計画」策定状況などについて

中 島 正 夫*

The Situation of The Individual Support Plan Designation
on Children with Disabilities Attend Nursery School

Masao NAKASHIMA

I はじめに

「個別の支援計画」とは、平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」¹⁾において、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画」とされている。

平成21年7月に厚生労働省が発表した「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」²⁾には、「関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。」と記載されている。

また、平成21年4月に施行された厚生労働大臣告示「保育所保育指針」³⁾において、「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」と、平成20年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が作成した「保育所保育指針解説書」⁴⁾においては、「学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。」と記載されている。

* 教育学部 子ども発達学科

以上のとおり、現在、保育所（園）に通う障害を持つ子ども及びその保護者を適切に支援するために、障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」を策定することが強く求められている。

本研究は、一地方都市（以下「A市」という。）の保育所（園）に通っている障害を持つ子ども及びその保護者への支援対策拡充に向けた検討を進めるための基礎資料として、障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」の策定状況や策定に当たっての課題を把握することなどを目的とする。

Ⅱ 調査対象及び方法

平成22年1月にA市内の市立保育所27施設及び私立保育園21施設の長に調査票を郵送し、回答が得られた市立保育所26施設及び私立保育園14施設、合計40施設の長を対象とした（回収率83.3%）。

なお、調査票を郵送した際、調査の趣旨等を記載した依頼文を同封、回答があったことをもって調査への同意が得られたものとした。

Ⅲ 調査結果

1. 入所（園）児数

表1に平成22年1月末現在の入所（園）児数を示す。

2. 認定児等の受入状況等

A市では、保育上特別な配慮と支援が必要であると認定されている子どもを「認定児」といい、認定児3人の受入に対して保育士1名の加配などの措置が講じられている。

一方、認定児と同様の状況にあると考えられるが諸般の理由で認定されていない児を以下「同様児」という。

表2に平成22年1月末現在、認定児を受け入れている施設数を、表3に認定児を受け入れている33施設における年齢別・障害の種類別受入人数を示す。

表1 入所（園）児数（平成22年1月末現在）

	市立	私立	合計
0歳児	49	105	154
1歳児	273	215	488
2歳児	386	268	654
3歳児	468	279	747
4歳児	478	266	744
5歳児	525	275	800
合計	2,178	1,414	3,592

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

表2 認定児を受け入れている施設数
(平成22年1月末現在)

	受入あり	受入なし	合 計
市 立	22 (84.6%)	4 (15.4%)	26 (100%)
私 立	11 (78.6%)	3 (21.4%)	14 (100%)
合 計	33 (82.5%)	7 (17.5%)	40 (100%)

表3 認定児を受け入れている33施設における年齢別・障害の種類別受入人数
(平成22年1月末現在)

障害名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
知的障害	人	人	2人	10人	9人	16人	37人
市立			1	8	6	13	28
私立			1	2	3	3	9
肢体不自由	人	2人	2人	4人	4人	2人	14人
市立			1	2	2	2	7
私立		2	1	2	2		7
聴覚障害	人	人	1人	人	人	人	1人
市立							
私立			1				1
広汎性発達障害 (疑いを含む)	人	人	10人	13人	18人	19人	60人
市立			4	9	15	14	42
私立			6	4	3	5	18
その他*	人	人	2人	6人	4人	11人	23人
市立			1	5	4	7	17
私立			1	1		4	6
*発達遅滞, ダウン症, 心疾患など							
合 計		2人	17人	33人	35人	48人	135人

また、表4に平成22年1月末現在、同様児を受け入れている施設数を、表5に同様児を受け入れている24施設における年齢別・障害の種類別受入人数を示す。

障害の種類は、認定児、同様児ともに、広汎性発達障害（疑いを含む。）が半数程度を占めている。

表4 同様児を受け入れている施設数
(平成22年1月末現在)

	受入あり	受入なし	合 計
市 立	19 (73.1%)	7 (26.9%)	26 (100%)
私 立	5 (35.7%)	9 (64.3%)	14 (100%)
合 計	24 (60.0%)	16 (40.0%)	40 (100%)

表5 同様児を受け入れている24施設における年齢別・障害の種類別の受入人数
(平成22年1月末現在)

障害名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
知的障害	人	人	人	6人	3人	1人	10人
市立				4	3	1	8
私立				2			2
肢体不自由	1人	人	人	人	人	人	1人
市立							
私立	1						1
広汎性発達障害 (疑いを含む)	人	1人	9人	13人	13人	11人	47人
市立		1	4	10	5	7	26
私立			5	3	8	4	21
その他*	人	6人	10人	17人	10人	9人	52人
市立		3	10	14	7	6	40
私立		3		3	3	3	12
*発達遅滞, 言葉 の遅れ, 情緒障害 など							
合 計	1人	7人	19人	36人	26人	21人	110人

3. 「個別の支援計画」の策定状況等

(1) 「個別の支援計画」の策定状況

ア. 認定児について

表6に認定児を受け入れている33施設における「個別の支援計画」の策定状況(施設数)を示す。

「個別の支援計画」が全員策定されていると回答された5施設について、策定の主体となった機関をたずねたところ、「自施設」が2(市立1, 私立1), 未回答が3(市立3, 私立0)であった。「個別の支援計画」が策定されている認定児数は24人(認定児中17.8%)となる。

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

なお、上記5施設の他「『個別の支援計画』が策定されている」と回答された施設が8施設あった。しかし、これらの施設の「策定の主体となった施設」への回答が「市立療育機関」（「個別の支援計画」は策定していない。）であったことから、これら8施設は「個別の支援計画」を策定していない施設に分類して集計した。

イ. 同様児について

表7に同様児を受け入れている24施設における「個別の支援計画」の策定状況（施設数）を示す。

「個別の支援計画」が全員または一部策定されていると回答された4施設について、策定の主体となった機関をたずねたところ、「自施設」が2（私立）、「療育サポートセンター」（具体的にどの施設を指すのかは不明）が1（私立）、未回答が2（市立）であった（延べ数）。「個別の支援計画」が策定されている同様児数は13人（同様児中11.8%）となる。

なお、上記4施設の他「『個別の支援計画』が策定されている」と回答された施設が2施設あった。しかし、これらの施設の「策定の主体となった施設」への回答が「市立療育機関」（「個別の支援計画」は策定していない。）であったことから、これら2施設は「個別の支援計画」を策定していない施設に分類して集計した。

(2) 「個別の支援計画」が策定されることが困難な理由（認定児及び/または同様児について「個別の支援計画」が未策定（一部の児について策定を含む。）と回答された34施設について）

- 関係専門機関・施設の連携が十分でない。
- 保護者の理解が得られないことが多い（認定児・同様児とも）。
- 保育士の意識や専門的知識が不足している。

表6 認定児に関する「個別の支援計画」策定状況（施設数）

	全員策定	一部策定	全員未策定	不明	合計
市立	4 (18.2%)	0 (0.0%)	18 (81.8%)	0 (0.0%)	22 (100%)
私立	1 (9.1%)	0 (0.0%)	9 (81.8%)	1 (9.1%)	11 (100%)
合計	5 (15.2%)	0 (0.0%)	27 (81.8%)	1 (3.0%)	33 (100%)

表7 同様児に関する「個別の支援計画」策定状況（施設数）

	全員策定	一部策定	全員未策定	合計
市立	2 (10.5%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	19 (100%)
私立	1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	5 (100%)
合計	3 (12.5%)	1 (4.2%)	20 (83.3%)	24 (100%)

○人手が不足している。

(3) 主として当該施設が支援を行っている児の場合、具体的に、どの機関から、どのような技術支援などがあれば「個別の支援計画」が円滑に策定できると考えるか。

(認定児及び/または同様児について「個別の支援計画」が未策定(一部の児について策定を含む。)と回答された34施設、並びにこれらの児の受け入れの経験がない3施設、合計37施設について)

- 市保育所担当課・市立療育機関などとの意見交換の機会
- 市立療育機関等専門機関による定期的な状態把握と関わり方の具体的指導(ねらい、援助方法など)
- 専門機関による定期的な巡回相談(集団の場における個の姿をみた施設への指導)
- 発達に大きな変化がみられた場合の専門機関からの指導
- 専門機関による個別のアドバイス
- 専門機関職員の保護者への声かけ、保護者との相談への専門機関の参加
- 通級している「ことばの教室」からの発達の状況や支援方法に関する情報提供(情報の共有)
- 市保健所(保健師)からの情報提供(情報の共有)
- 市立療育機関などとの連携(子どもの育ちについて共通理解)
- 療育関係機関・施設、小学校、特別支援学校などからの支援・連携
- 障害の状況に応じた保育士の加配
- 障害の種類・程度などに応じた計画のひな形が示されている参考資料の提供
- 専門機関による研修
- その他
 - ・市保育所担当課の課付け専門保育士を派遣するのが望ましい(保育士の仕事量が増加、技術習得の時間がない)。
 - ・「個別の支援計画」は、ライフステージを通じた支援の観点から、保育所が主として支援を行っている児についても市立療育機関等が中心となり、関係機関・施設職員によるケース会議を踏まえて策定されるべき(保育所は「個別の指導計画」を具体的に作成する)。
 - ・専門機関のレベルアップ

4. 「個別の指導計画」の作成状況等について

「個別の指導計画」は、本来、「個別の支援計画」策定後に、その趣旨を踏まえて作成される各施設ごとの具体的な指導のための計画(年間・月間・週間などの単位で作成)と位置づけられる。

A市においては、従前より、保育所(園)での「個別の指導計画」作成を強く指導している。

(1) 「個別の指導計画」の作成状況

(ア) 認定児について

表8に認定児を受け入れている33施設における「個別の指導計画」の作成状況(施設数)を示す。

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

(イ) 同様児について

表9に同様児を受け入れている24施設における「個別の指導計画」の作成状況（施設数）を示す。

(2) 「個別の指導計画」を作成することが困難な理由（認定児及び/または同様児について「未策定」（一部の児について策定を含む。）と回答された16施設について）

○計画を策定しても、時間・人手などが不足して実行できない。

○一人一人の障害のレベルや今後の見通しに関する情報が不足している。

表8 認定児に関する「個別の指導計画」作成状況（施設数）

	全員作成	一部作成	全員未作成	未回答	合 計
市 立	20 (90.9%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	22 (100%)
私 立	6 (54.5%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	11 (100%)
合 計	26 (78.8%)	3 (9.1%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)	33 (100%)

表9 同様児に関する「個別の指導計画」作成状況（施設数）

	全員作成	一部作成	全員未作成	合 計
市 立	6 (31.6%)	1 (5.3%)	12 (63.2%)	19 (100%)
私 立	2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	5 (100%)
合 計	8 (33.3%)	2 (8.3%)	14 (58.3%)	24 (100%)

Ⅳ 考 察

A市において、保育所（園）に通っている障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」の策定状況や策定に当たっての課題を把握することなどを目的として、市内の保育所（園）の施設長を対象に調査を実施した。その結果、次のことが明らかとなった。

「個別の支援計画」に関しては、保育所（園）に通っている認定児及び認定児と同様の状況にある児について、80%程度の施設で「全員未策定」と回答された。さらに、実際には「個別の支援計画」は策定していない「市立療育機関」が策定していると誤解されている施設があり、また、「策定の主体となった施設」に関して未回答等の施設もあった。

「個別の支援計画」が策定されることが困難な理由として、関係専門機関・施設の連携が十分でない、保護者の理解が得られないことが多い（認定児・同様児とも）、保育士の意識や専門的知識が不足している、人手が不足している、などがあげられた。また、主として保育所（園）で支援を行っている子どもについて「個別の支援計画」を円滑に策定するために必要な支援については、関係機関との連携強化や専門機関からの個別具体的な技術支

援、障害の状況に応じた保育士の加配などがあげられた。

一方、本来は「個別の支援計画」策定後に、その趣旨を踏まえて作成される各施設ごとの具体的な指導のための計画（年間・月間・週間などの単位で作成）と位置づけられる「個別の指導計画」に関しては、従前より作成を市保育所担当課が指導していることもあり、認定児については多くの施設で全員作成されていた。しかし、認定児と同様の状況にある児については60%の施設で「全員未作成」と回答されている。「個別の支援計画」が作成されることが困難な理由として、計画を策定しても時間・人手などが不足して実行できない、一人一人の障害のレベルや今後の見通しに関する情報が不足している、などがあげられた。

以下、わが国における「個別の支援計画」などに関する動向を概観した上で、今回の結果を踏まえたA市における今後の対応の方向性について検討する。

1. わが国における「個別の支援計画」に関する動向等

わが国においては、以下に述べるとおり、現在、保育所（園）に通う障害を持つ子ども及びその保護者を適切に支援するために、障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」を策定することが強く求められている。

(1) 障害者基本計画など

(ア) 平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」¹⁾には、次のとおり記載されている。

○障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して、効果的な支援を行う。

○乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。

(イ) 平成14年12月25日に「障害者基本計画」に基づいて障害者施策推進本部が決定した「重点施策実施5か年計画」⁵⁾において、「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。」とされた。

(ウ) 平成19年12月24日に障害者施策推進本部が決定した新たな「重点施策実施5か年計画」⁶⁾においては、「個別の支援計画の策定・活用の推進」として、「教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。」とされている。

(2) 文部科学省関係の動向

(ア) 平成15年3月28日、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が答申した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」⁷⁾において、「特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。」とするとともに「「個別の教育支援計画」

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

の必要性」として次のとおり記載されている。

○障害のある児童生徒に対する教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面から多様な取組が求められるため、関係機関、関係部局の連携協力をこれまで以上に密接にすることにより、専門性に根ざした総合的な教育的支援が可能となる。こうした関係機関等の連携を効果的に行う上でも、「個別の教育支援計画」は有効なものと考えられる。

○「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、就学前（小学校又は盲・聾・養護学校の小学部就学前までの段階）、就学中（小・中学校、高等学校又は盲・聾・養護学校に就学している段階）、卒業後（高等学校、盲・聾・養護学校の高等部卒業後の段階）、それぞれの段階において、教育、福祉等の関係機関の中から中心となる機関等を定めて、地域、都道府県、国の各レベルで連携協力体制を構築していくことが必要である。この場合、例えば、就学中は、盲・聾・養護学校、小・中学校、高等学校等教育関係機関が中心となり、就学前は福祉、医療関係機関、卒業後は福祉、労働関係機関が中心になることが考えられる。

(イ) 平成 17 年 12 月 8 日に中央教育審議会が答申した「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」⁸⁾ においては、「個別の教育支援計画」を学習指導要領等へ位置付けること等が記載されている。

また、同答申においては、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期待されること、特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくため、地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められ、「地域の特別支援教育のセンター的機能」を関係法令等において明確に位置付けることを検討する必要がある、と記載されている。

(ウ) イの答申を踏まえ、平成 18 年 6 月に「学校教育法」が改正、平成 19 年 4 月に施行され、「特別支援教育」がスタートしているが、特別支援学級だけでなく、通常学級においても教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うこととなった。その際、文部科学省は、各学校における必要な体制整備として、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、教職員研修の実施などの取り組みを求めている。

(エ) 平成 21 年 3 月に告示された特別支援学校幼稚部教育要領⁹⁾、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領⁹⁾及び特別支援学校高等部学習指導要領⁹⁾において、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することが義務づけられている。

また、「地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」についても記載されている。

(オ) 平成 20 年 3 月に告示された小学校学習指導要領¹⁰⁾及び中学校学習指導要領¹¹⁾、並びに平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領¹²⁾において、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する

ことなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」と記載されている。

(カ) 平成20年3月告示された幼稚園教育要領¹³⁾においても、「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」と記載されている。

(キ) 平成20年3月に「障害者基本計画の重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を受けて文部科学省と厚生労働省が作成した「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」¹⁴⁾においても、関係機関の連携による支援のための計画（「個別の支援計画」）の策定が強調されている。

(ク) 平成21年2月12日特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議が審議の中間まとめとして公表した「特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～」¹⁵⁾では、「幼稚園等における早期支援の充実」として、幼稚園における特別支援教育体制の充実や個別の教育支援計画等の作成推進などの必要性や「就学移行期」における市町村教育委員会が中心となった「個別の教育支援計画」の作成・活用と就学先の学校への引き継ぎなどが記載されている。

この中で、「教育委員会は幼稚園に対する専門家チームの派遣、定期的な巡回教育相談、小学校の教員を対象とした研修への参加や幼稚園教員を対象とした研修の実施など研修の機会の提供、特別支援学校のセンター的機能による支援積極的に行うことが必要」と、また「保育所や認定こども園においては、保健・療育機関及び特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、障害のある子どもに対する適切な支援の充実を図るとともに、教育委員会は、首長部局とも連携しつつ、これらの施設に対しても必要な支援を行っていく必要がある。」と記載されている。

(3) 厚生労働省関係の動向

(ア) 平成20年7月22日に発表された「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」²⁾に次のとおり記載されている。

○関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。

○さらに、一貫した支援のため関係者で情報を共有化していくことの重要性に鑑み、個人情報保護に留意しつつ、保護者の同意をとるなどの対応をした上で、障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことを促していくことが必要である。例えば、支援の情報をファイルしたものを保護者が所有し、更新していったり、関係者による支援会議で情報を共有したりといった工夫が考えられる。

(イ) 平成20年8月29日に発表された「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」¹⁶⁾に「発達障害者について、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であるが、様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携をとりながら、継続的

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

に当事者とその家族を支援していくためには、どのような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」の作成・活用や、関係者による支援会議の開催が必要である。」と記載されている。

(ウ) 平成 21 年 4 月に施行された厚生労働大臣告示「保育所保育指針」³⁾ 中「第 4 章 保育の計画及び評価 1. 保育の計画(3)指導計画の作成上、特に留意すべき事項」において「ウ 障害のある子どもの保育(ア)障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」と記載されている。

なお、平成 20 年 3 月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が作成した「保育所保育指針解説書」⁴⁾ においては、「学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。」と記載されている。

2. 今回の結果を踏まえた今後の対応の方向性

現在、A 市の保育所（園）においては、障害を持つ子どもとその保護者に対して、主として、各保育所（園）が「個別の指導計画」を作成し、個別の支援に努めている。一方で、障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」の策定は一部にとどまっており、さらに、保育所（園）の「個別の支援計画」に関する理解が十分でない可能性もあると考えられた。

障害を持つ子どもとその保護者については、医療・療育・保健・福祉など様々な関係者が関わっていることが多いことから、その支援に当たっては、子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画である「個別の支援計画」を策定し、連携・協働することが重要となる。

また、関係者により計画策定を進めることにより、相互理解が深まり、連携が強化されるとともに関係者の知識技術も向上することが期待される。今回、「個別の支援計画」の策定などが困難な理由にあげられた事項のうち、関係機関・者の連携不足、保育士の意識や専門的知識の不足については、実際に計画を策定するなかで一定解決されていくものと考えられる。

さらに、1 例 1 例の「個別の支援計画」の策定作業を積み重ねる中で、A 市における障害を持つ子ども及びその保護者への支援上の課題が明確化され、対策の拡充に向けた検討などが進んでいくことも期待される。

一方、現時点において、保育所（園）が中心となって「個別の支援計画」を策定することは相当の困難を伴うと考えられる。

以上のことから、A 市においては、当面、市が中心となって、モデル的に一定の子どもに関して保育所（園）と関係機関・者及び保護者が「個別の支援計画」を策定するという

経験を重ねていくことが適当と考えられる。

V ま と め

現在、A市において、保育所（園）に通っている障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」の策定は、ごく一部にとどまっている。関係機関・者が連携した「個別の支援計画」の策定を円滑に進めるためには、当面、一定の子どもに関して、モデル的に関係機関・者と保護者が「個別の支援計画」を策定するという経験を重ねていくことが適当と考えられる。

【謝辞】

調査にご協力いただきました各保育所（園）の施設長の皆様方、及び市関係課、市立療育機関の関係者の皆様方に心よりお礼申し上げます。

この研究は椋山女学園大学学園研究費助成金(C)による助成を受けた。

本文の要旨は、第57回日本小児保健学会（平成22年9月、新潟市）で発表した。

文 献

- 1) 内閣府. 障害者基本計画. 2002. <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf>
- 2) 厚生労働省. 障害児支援の見直しに関する検討会報告書. 2008.
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0722-5a.pdf>
- 3) 厚生労働省. 保育所保育指針（告示）. 2008.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>
- 4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課. 保育所保育指針解説書. 2008.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>
- 5) 障害者施策推進本部. 重点施策実施5か年計画. 2002.
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/gokanen.pdf>
- 6) 障害者施策推進本部. 重点施策実施5か年計画. 2007.
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf
- 7) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議. 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）. 2003.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm
- 8) 中央教育審議会. 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）. 2005.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/all.pdf
- 9) 文部科学省. 特別支援学校幼稚部教育要領, 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領, 特別支援学校高等部学習指導要領. 2009. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/09/09/1284518_1.pdf
- 10) 文部科学省. 小学校学習指導要領. 2008. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/syo.pdf
- 11) 文部科学省. 中学校学習指導要領. 2008. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/chu.pdf

保育所（園）に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて

- 12) 文部科学省. 高等学校学習指導要領. 2009. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf
- 13) 文部科学省. 幼稚園教育要領. 2008. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/you.pdf
- 14) 文部科学省・厚生労働省. 障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）. 2008. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021.htm
- 15) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議. 特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～. 2009. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/02/12/1238015_02.pdf
- 16) 厚生労働省. 発達障害者支援の推進に係る検討会報告書. 2008. <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0829-7a.pdf>